

あなたの住まいを安全にしませんか！

令和5年度木造住宅耐震化事業

募集案内



※必ず工事契約前に、
申請してください。

耐震改修

上限額：100万円 or 50万円

除却

上限額：30万円

現地建替え

上限額：100万円

非現地建替え

上限額：83万8千円

廿日市市では、市民の皆さんが安全で安心して住むことができる、地震に強いまちづくりを目指し、「廿日市市木造住宅耐震化事業」を実施しています。

- 内 容 木造住宅の耐震化工事費の一部に補助を行います。
- 募集戸数 6戸程度（予算枠に達し次第、受付終了とさせていただきます。）
- 申込期間 令和5年5月8日（月）から12月28日（木）（土・日・祝日を除く）
- 受付時間 午前8時30分から午後5時

※申込みには条件等がありますので、この「募集案内」をよくお読み下さい。

お問い合わせ先

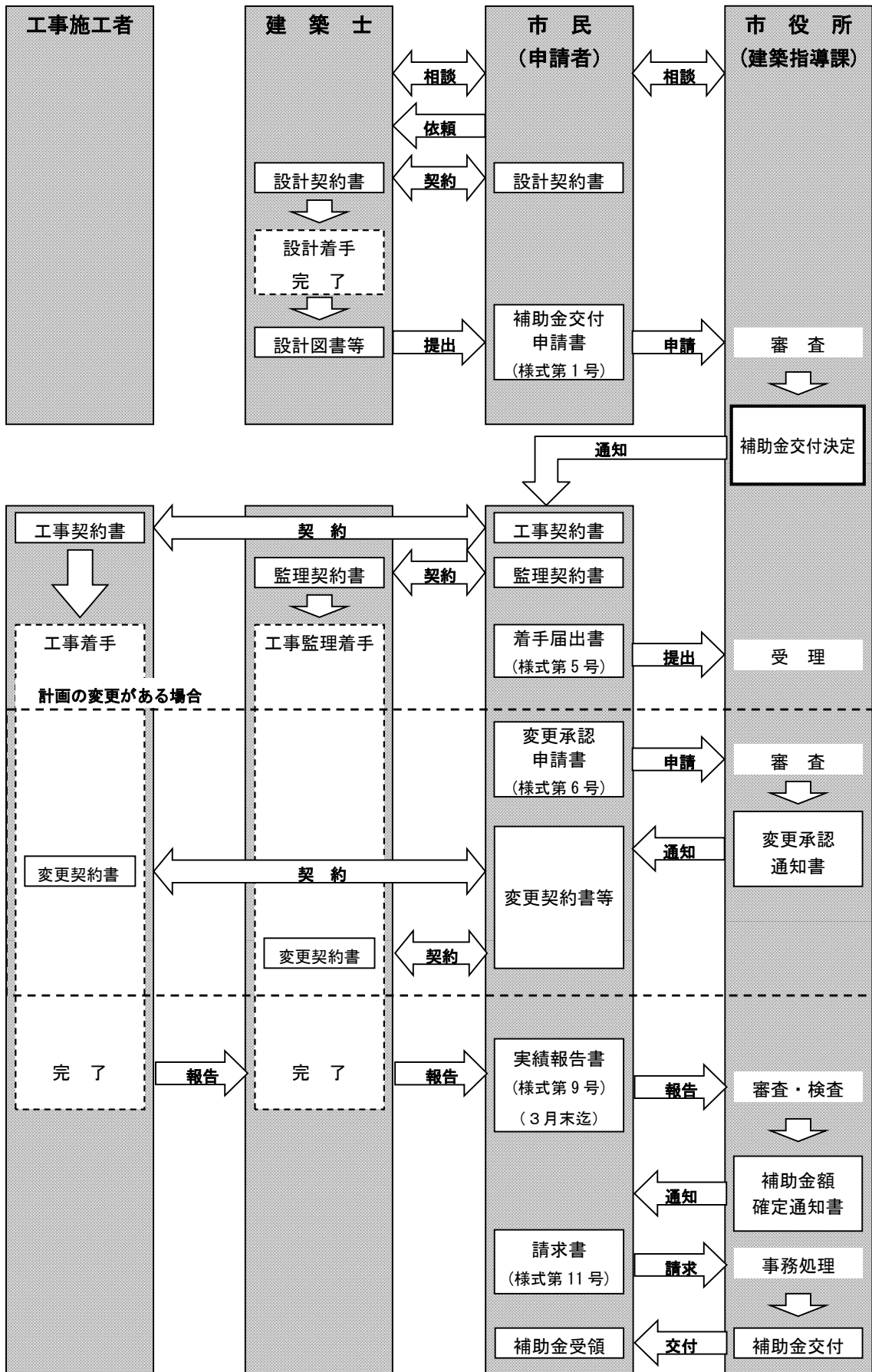
廿日市市 建築指導課（市役所6階）

TEL 0829-30-9191

【目次】

廿日市市木造住宅耐震化事業補助金交付のフロー.....	P 3
【1. 「廿日市市木造住宅耐震化事業」の概要】	P 4
【2. 補助対象となる住宅】	P 4
【3. 申込資格者】	P 5
【4. 補助対象となる事業】	P 5
【5. 補助金額】	P 6
【6. 注意事項】	P 6
【7. 手続きについて】	P 8
1 補助金交付申請について.....	P 8
2 補助対象事業の着手について.....	P 9
3 計画の変更があった場合について.....	P 10
4 事業の取りやめについて.....	P 11
5 補助対象事業の実績報告について.....	P 11
6 補助金の請求について.....	P 12
【8. ホームページ】	P 12
【9. 記入例】	P 13

廿日市市木造住宅耐震化工事費補助事業フロー



1. 「廿日市市木造住宅耐震化事業」の概要

廿日市市では、昭和56年5月31日以前に建築された耐震性のない木造住宅に対して、平成22年度から耐震改修工事費用の一部を補助する事業を実施してきたところです。令和3年度からは、木造住宅耐震化事業として、対象となる事業と補助額を拡充し、より一層の耐震化を推進します。

2. 対象となる住宅（補助対象住宅）

廿日市市内にあり、次の要件のすべてに該当する住宅です。

- ① 木造戸建て住宅であるもの
（兼用住宅の場合は、住宅部分が延べ面積の2分の1以上のもの）
- ② 昭和56年5月31日以前に建築されたもの（なお、昭和56年6月1日以降に増築された場合は、対象とならない場合があります。）
- ③ 在来軸組構法又は伝統的構法で建築されたもの
- ④ 地下を除く階数が2以下のもの
- ⑤ 建築基準法の規定に適合して建築されたもの
- ⑥ 賃貸用の住宅でないもの
- ⑦ 耐震改修工事にあつては、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（財団法人日本建築防災協会発行）の「一般診断法」か「精密診断法」により建築士が耐震診断した結果、上部構造評点が1.0未満（倒壊する可能性がある）であるもの。
建替え工事又は除却工事にあつては、上記による他、所有者等自らが簡易耐震診断をした結果、評点の合計が7以下のもの
- ⑧ 現地建替え工事にあつては建替え工事後の住宅が省エネ基準に適合するもの
- ⑨ 補助金交付決定後に工事等の契約を行い、令和6年2月末までに実績報告書が提出可能なもの

3. 申込資格者(補助対象者)

次の要件のすべてに該当する方です。

- ① 補助対象住宅の所有者又はその親族であり、現に居住実態があること
(「現地建替え」、「非現地建替え」又は「除却」の申請の場合は、5年以上居住していること)
- ② 補助対象事業完了後も引き続き、居住する予定であること
- ③ 敷地内に道路に面するブロック塀があり、老朽化等している場合は、補助対象事業が完了するまでに除却等の対応をすること(建築士により、倒壊の危険性がないと診断された場合を除く。)
- ④ 市の税及び使用料の滞納がないこと

4. 補助対象となる事業(補助対象事業)

補助対象事業の種別は、次のとおりです。

補助対象事業	内容
耐震改修	・ 上部構造評点が1.0未満のものについて、0.3以上向上させ、かつ1.0以上に補強するもの ・ 「耐震診断」、「耐震改修計画 ^{※1} の作成」及び「工事監理」は建築士が行うもの
現地建替え	・ 居住誘導区域 ^{※2} 内にある補助対象住宅の全てを除却し、同一の敷地に、補助対象者が自ら居住するための戸建て住宅を新たに建築するもの
非現地建替え	・ 補助対象住宅の全てを除却し、居住誘導区域内の異なる敷地に、補助対象者が自ら居住するための戸建て住宅を新たに建築するもの
除却	・ 補助対象住宅の全てを除却し、補助対象者が耐震性のある住宅に居住するもの

※1：耐震改修計画は、次のいずれかの要件を満たすものとしてください。

- ・ 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得した木造住宅の耐震診断プログラムを利用するもの
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項に規定する「計画の認定」を受けたもの

※2：廿日市市立地適正化計画に規定する「居住誘導区域」であり、次のいずれかの地域のことです。(土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は除きます。)

- ・ 広島圏都市計画のうち、市街化区域である地域
- ・ 佐伯都市計画のうち、用途地域が定められている地域

5. 補助金額

各補助対象事業の補助金額・上限額は以下のとおりです。

補助対象事業	対象経費	補助金額※ ¹	上限額
耐震改修	耐震改修工事費	対象経費の80%	100万円
			50万円 居住誘導区域外
現地建替え	除却工事費 新築建築工事費	対象経費の80%	100万円
非現地建替え	除却工事費	対象経費の23%	83万8千円
除却	除却工事費	対象経費の23%	30万円

※1：1,000円未満は切り捨てです

6. 注意事項

- (1) 補助対象事業に係る補助金の交付決定通知が行われる前に、工事監理や工事請負に係る契約を締結してしまうと、補助は受けられません。
- (2) 補助金の支払いは、補助対象事業の完了後となります。
- (3) 本補助金制度を利用する場合は、建築士へ依頼してください。
- (4) 耐震改修工事に係る補助対象範囲について

補助の対象となる工事は、原則として耐震性を向上させるために行う工事となります。美観や機能の向上となる工事は、補助対象となりませんので注意してください。

次の例を参考に補助対象又は補助対象外の区分けを行ってください。

Ex. 1：壁に筋交いを新たに入れる場合の補助対象範囲

- ・既存の壁の解体・撤去（処分費を含みます。）
- イ 耐力壁工事に伴う外壁の撤去及び復旧工事範囲は、補強する壁から1mを加えた長さを限度とする。
- ロ 耐力壁工事に伴う内壁の撤去及び復旧工事範囲は、補強する壁から1mを加えた長さを限度とする。
- ハ 耐力壁工事に伴う天井及び床の内装工事の範囲は、補強する壁から1mを加えた長さを限度とする。
- ・養生等の仮設
- ・筋交い等
- ・取付け金物類
- ・壁下地材（構造用合板や石膏ボード類）
- ・仕上げ材（ただし、既存の仕上げ材同等のものに限ります。）
- ・既存の床材及び天井材の撤去復旧（ただし、必要最小限の範囲としてください。）

- ・大工手間等

Ex. 2 : 無筋の基礎を鉄筋コンクリート造の基礎で補強する場合の補助対象範囲

- ・養生等の仮設
- ・土工事
- ・既存の基礎のはつり・撤去等（処分費を含みます。）
- ・鉄筋工事
- ・コンクリート工事（型枠を含みます。）
- ・既存の床材の撤去復旧工事（ただし、必要最小限の範囲です。）

その他の補助対象範囲

- ・柱接合部による低減係数を向上させるために、壁端柱の柱頭・柱脚接合部の補強工事
- ・劣化度による低減係数を向上させるために、劣化事象を改修する工事（シロアリ等による被害のある部材の取替え工事（防腐・防蟻措置含む）
- ・屋根の軽量化を目的とした屋根葺替え工事及び屋根葺替えに伴う軒樋（縦樋は除く）の取替え工事
- ・床面の補強は、火打梁及び構造用合板等で剛性を高める工事
- ・小屋裏の補強は、火打梁及び補強金物等で剛性を高める工事
- ・ボルトの緩み調整、接合部金物の交換や追加補強等により剛性を高める工事

7. 手続について

1 補助金交付申請について

□ 申請に必要な書類（申請部数：正本1通・副本1通）

【共通して提出が必要なもの】

- (1) 廿日市市木造住宅耐震化事業補助金交付申請書(要綱様式第1号)
- (2) 登記事項証明書（もしくは所有者が確認できるもの）
 - ・ 正本には証明書の原本、副本には写しを添付してください。
- (3) 建築確認通知書の写し（もしくは建築着工年月日が確認できるもの）
 - ・ 廿日市市の木造住宅耐震診断事業により耐震診断を受けた住宅の場合は必要ありません。
- (4) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し【記入例：P13～15】
 - ・ 補助対象事業に要する工事の内訳が分かるものを添付してください。
 - ・ 見積書の各数量の確認出来る図面（平面図、立面図、展開図等）を添付してください。
 - ・ 特に耐震改修工事においては、各部屋ごと、補強箇所ごとの内訳が分かるものとしてください。
- (5) 耐震診断に係る書類
 - ・ 耐震改修にあっては、作成した建築士の建築士免許証の写しを添付してください。（廿日市市の木造住宅耐震診断事業により耐震診断を受けた住宅の場合は必要ありません。）
- (6) 付近見取図
 - ・ 非現地建替えの場合には、補助対象住宅及び新たに建築する戸建て住宅に関するものも添付してください。
- (7) 配置図
- (8) 補助対象住宅の外観写真（2面程度）
- (9) 申請者の住民票の写し
 - ・ 正本には原本、副本には写しを添付してください。
- (10) 申請者の市税及び使用料の完納証明書（滞納のない証明書）
 - ・ 正本には原本、副本には写しを添付してください。
- (11) 口座振替依頼書

【耐震改修】の場合に必要な書類

- (1) 耐震改修計画書（別記様式第2号）
- (2) 耐震改修計画に係る設計図書及び耐震診断計算書
 - ・作成した建築士の建築士免許証の写しを添付してください。
- (3) 耐震改修計画が要件を満たしていることがわかる書類
 - ・次のいずれかの書類を添付してください。
 - ア 使用したプログラムが、一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得した木造住宅の耐震診断プログラムであることが分かる資料
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項に規定する「計画の認定」を受けたことが分かる資料

【現地建替え】・【非現地建替え】の場合に必要な書類

- (1) 新たに建築する戸建て住宅の設計図書（配置図、平面図、立面図）

【除却】の場合に必要な書類

- (1) 新たに居住する予定の住宅が耐震性を有することが確認できる書類
 - ・建築着工年月日が確認できるもの

【道路に面するブロック塀】がある場合に必要な書類（【耐震改修】を除く）

- (1) 外観写真
 - ・ブロック塀の状態がわかる写真（全景、控え壁・クラック等の詳細がわかるもの）
- (2) 道路に面するブロック塀を除却しない場合は、倒壊の危険性がないことを確認できるもの
 - ・資料を作成した建築士の建築士免許証の写し
 - ・倒壊の危険性がないと判断した耐震診断結果報告書（参考：既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説「一般財団法人日本建築防災協会発行」）

□ 申請先

必要書類を準備いただき、廿日市市 建設部 建築指導課 建築指導係まで提出してください。

住所：〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

場所：廿日市市役所6階 建築指導課 建築指導係

電話：0829-30-9191

FAX：0829-31-0999

Email：kenchikushido@city.hatsukaichi.lg.jp

□ 申請後の流れ

- (1) 申請された内容を審査し、補助対象事業の補助金の交付を決定したときは「廿日市市木造住宅耐震化事業補助金交付決定通知書」を交付いたします。この通知書を受領してから、補助対象事業の工事監理及び請負工事に係る契約（契約者名と申請者名は同一としてください。）を締結してください。
- (2) 補助金交付決定通知書は補助金の支払いをお約束するものではありません。耐震改修工事が行われなかった場合や、その他要綱等に違反した場合などは、補助金は支払われませんのでご注意ください。

2 補助対象事業の着手について

補助対象事業に着手したときは、着手の届出をしてください。

□ 届け出に必要な書類（届け出部数：正本1通）

【共通して提出が必要なもの】

- (1) 廿日市市木造住宅耐震改修事業着手届出書（要綱様式第5号）
- (2) 補助対象事業に係る契約書の写し

【現地建替え】・【非現地建替え】の場合に必要な書類

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条第1項の規定による届出の写し（補助対象事業が該当する場合のみ）
- (2) 新たに建築する戸建て住宅の確認済証の写し
- (3) 現地建替えにあつては、新たに建築する戸建て住宅が省エネ基準に適合していることがわかる書類

【耐震改修】の場合に必要な書類

- (1) 工事監理に係る契約書写し

【除却】の場合に必要な書類

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条第1項の規定による届出の写し（補助対象事業が該当する場合のみ）

3 計画の変更があった場合について

補助対象事業の内容に変更が生じた場合は、変更に係る工事の着手前に必ず変更承認申請を行ってください。

□ 申請に必要な書類（申請部数：正本1通・副本1通）

- (1) 廿日市市木造住宅耐震化事業変更承認申請書（要綱様式第6号）
- (2) 変更する内容が確認できる書類

□ 申請後の流れ

申請された内容を審査し、計画の変更を承認したときは「廿日市市木造住宅耐震化事業変更承認通知書」を交付いたします。この通知書を受理してから、変更に関する請負工事に係る契約（契約者名と申請者名は同一としてください。）を締結してください。

4 事業の取りやめについて

事情により、事業を取りやめる場合は、必ず届け出を行ってください。

□ 届け出に必要な書類（届出部数：正本1通）

- (1) 廿日市市木造住宅耐震化事業取りやめ届出書（要綱様式第8号）

5 補助対象事業の実績報告について

工事が完了したらすみやかに耐震対象事業の実績報告書を提出して下さい。

□ 報告に必要な書類（報告部数：正本1通・副本1通）

【共通して提出が必要なもの】

- (1) 廿日市市木造住宅耐震化事業実績報告書（要綱様式第9号）
- (2) 工事前、工事中及び工事完了時の写真
・補助対象事業にかかる箇所全ての写真を添付してください。
- (3) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
- (4) 申請者の住民票の写し
・正本には原本、副本には写しを添付してください。

【現地建替え】・【非現地建替え】の場合に必要な書類

- (1) 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し

(2) 新たに新築した戸建て住宅の検査済証の写し

【除却】の場合に必要な書類

(1) 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し

【道路に面するブロック塀】がある場合に必要な書類（【耐震改修】を除く）

(1) 改善状況が確認できる書類

報告の方法

必要書類を作成の上、当該事業完了後30日以内かつ交付決定を受けた日の属する会計年度の3月末までに廿日市市 建設部 建築指導課 建築指導係まで提出してください。

報告後の流れ

報告された内容を審査し、要綱等に適合すると認め、交付すべき補助金の額を確定したときは「廿日市市木造住宅耐震化事業補助金額確定通知書」を交付いたします。

6 補助金の請求について

補助金確定通知書の交付後、補助金交付請求書を提出してください。

請求に必要な書類（提出部数：正本1通）

(1) 廿日市市木造住宅耐震化事業補助金交付請求書（要綱様式第11号）

請求後の流れ

所要の事務処理後、指定の口座に補助金が振り込まれます。

8. ホームページ

ホームページアドレス

<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/52/19176.html>

検索サイトにて、「廿日市市 耐震化事業補助金」と検索ください。

9. 記入例

御見積書		〇〇年〇月〇〇日
〇〇 〇〇 様		
工事名称	〇〇邸耐震化工事	
工事場所	廿日市市〇〇〇〇	
見積金額 ¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇		
工事代金 ¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇		
消費税 ¥ 〇〇, 〇〇〇		
〇〇建設 印		

〇〇 邸耐震化工事見積書							
	名 称	内 容	数量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1	耐震改修工事		1	式		〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	消費税込み
	(補助対象工事)						
2	その他の工事		1	式		△, △△△, △△△円	消費税込み
	(補助対象外工事)						
	工事費合計					〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	消費税込み

補助対象工事と補助対象外工事に分けて作成してください。

〇〇 邸耐震化工事見積書							
名称	内容	数量	単位	単価	金額	摘要	
耐震改修工事	(補助対象工事)			部屋ごとに分けて作成してください。			
1	和室A (8畳)	1	式		〇〇〇, 〇〇〇円		
2	LDK	1	式		〇〇〇, 〇〇〇円		
3	外部	西面外壁	1	式	〇〇, 〇〇〇円		
4	〇〇〇〇	1	式		〇〇, 〇〇〇円		
5	諸経費	1	式		〇〇, 〇〇〇円		
小計					□, □□□, □□□円		
消費税					△△, △△△円		
合計					〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	諸経費は、補助対象工事と補助対象外工事に分けて作成してください。	

〇〇 邸耐震化工事見積書							
名称	内容	数量	単位	単価	金額	摘要	
その他の工事	(補助対象外工事)						
1	和室A (8畳)	1	式		〇〇, 〇〇〇円		
2	LDK	1	式		〇〇, 〇〇〇円		
3	外部	西面外壁	1	式	〇〇, 〇〇〇円		
4	〇〇〇〇	1	式		〇〇, 〇〇〇円		
5	諸経費	1	式		〇〇, 〇〇〇円		
小計					□□□, □□□円		
消費税					△△, △△△円		
合計					△, △△△, △△△円		

〇〇 邸耐震化工事見積書							
	名 称	内 容	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
	耐震改修工事	(補助対象工事)					
1	和室A (8畳)						
	仮設	養生	1	式		〇, 〇〇〇円	
	解体工事	PB撤去	〇. 〇	m ²	〇〇〇円	〇, 〇〇〇円	
	解体工事	発生材運搬・処分	1	式		〇〇, 〇〇〇円	
	木工事	筋交い45×90	〇	本	〇〇〇円	〇, 〇〇〇円	
	木工事	構造用合板〇×〇	〇	枚	〇, 〇〇〇円	〇, 〇〇〇円	
	木工事	大工手間	1	式		〇〇, 〇〇〇円	
	木工事	釘・金物	1	式		〇, 〇〇〇円	
	内装工事	ビニルクロス	〇. 〇	m ²	〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円	
	小 計					〇〇〇, 〇〇〇円	

見本の書式を参考に内訳書の明細まで作成してください。(補助対象外工事も同様に明細まで作成してください。)
書式は任意ですが、内訳書の明細には単価と数量を記載してください。